

令和4年度 第1回随時庁議 次第

日時：令和4年11月1日（火）午後1時15分～

場所：本館3階302会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 協議・報告事項

(1) 令和5年度における重点事業について（総合政策部）

(2) 令和5年度予算編成方針について（総合政策部）

4 その他

(1) 定例庁議予定日 11月10日（木） 午後1時15分～ 本館3階302会議室

5 閉会

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項・ <u>報告事項</u>		令和4年11月1日提出	
件名	令和5年度における重点事業について	部局名	総合政策部
概要	本市における行政運営の指針である「第二次笛吹市総合計画」の効果的な推進を図り、着実に成果を上げていくため、令和5年度に重点的に取り組む事業を市長協議において決定したので、報告する。		
経過	令和4年10月5日から11日までの4日間、市長協議において、各部長が令和5年度において当該部の重点とすべき事業の概要(目的、課題、必要性、事業内容、効果、期間、財源等)を提案し、全55事業の協議を行った。その協議結果を踏まえ、42事業(再掲とした4事業を含む)の重点事業を決定した。		
問題・課題	例年、当初予算については、一般財源が不足し、予算編成ができないので、基金を取り崩さなければならない。		
対応策	第二次笛吹市総合計画に掲げる笛吹市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けた3つの基本目標、12の施策において、令和5年度は42事業を重点事業として取り組んでいく。		
協議結果			

令和4年度 重点事業協議項目一覧表（全体）

部名	NO	課名	事業名	備考	事業内容	R4重点	総合計画 基本目標	適否
総務部	1	防災危機管理課	防災体制整備事業（地区防災計画及びわが家の災害時行動計画策定支援事業）	継続	避難所単位でモデル地区を選定し、地区防災計画の策定を支援する。 令和5年度は土砂災害警戒区域において、モデル地区を選定し、策定を支援する。	重点	100年続く	重点
	2	防災危機管理課	備蓄品整備事業 （防災備蓄倉庫整備事業）	継続	防災備蓄倉庫の整備（令和3年度～令和5年度） 市内26か所の避難所に防災備品を備蓄する防災倉庫を整備する。 令和5年度は、12か所（22棟）整備する。	重点	100年続く	重点
	3	防災危機管理課	防災体制整備事業 （防災関連計画策定事業）	継続	笛吹市地域防災計画の改定、初動マニュアルの作成、業務継続計画、受援計画を一貫した考えのもと策定する。	重点	100年続く	重点
	4	防災危機管理課	防災行政無線整備事業 （防災行政無線高度化事業）	新規	防災行政無線操作卓の更新を図るとともに、市の発令の判断を支援するシステムの導入、多媒体（音声、SNS、電話、メール、アプリ、ホームページ等）への一斉配信システムの導入、防災アプリを導入し、情報発信のマルチ化、災害時における情報発信のタイムラグと職員の負担を軽減する。		100年続く	重点
	5	防災危機管理課	防災体制整備事業 （防犯カメラネットワーク化事業）	新規	防犯カメラをネットワーク化し、捜査機関への録画情報提供の迅速化、録画データ取得に係る市職員の負担を軽減する。		100年続く	重点
	6	防災危機管理課	消防施設整備・管理事業 （消火設備管理事業）	新規	市内の2853か所ある消火栓及び防火水槽の状況を把握するため、統合型GISを活用し、消防団から報告、市職員が管理しやすい仕組みを構築する。 報告された情報から古い消火栓を抽出、修繕の可否を水道事業者に委託し、修繕計画を立てた上で個別施設計画を改定する。		100年続く	
	7	管財課	芦川支所改修事業 （庁舎等施設整備事業）	新規	個別施設計画に基づき令和5年度に詳細点検（設計）を行う。これに基づき令和6年度に大規模改修を行う。現在は、芦川支所の工事期間中若しくは恒久的な移転の可否、ネットワーク等設備に関する調査を実施中。		100年続く	重点
	8	管財課	御坂支所改修事業 （庁舎等施設整備事業）	新規	御坂支所及び学びの杜みさかは、個別施設計画では、令和6年度に予防保全を予定しているが、外壁塗装改修、施設内照明のLED化、非常用発電機の72時間対応等を計画している。そのため令和5年度は工事に必要な実施設計を行いたい。		100年続く	

部名	NO	課名	事業名	備考	事業内容	R4重点	総合計画 基本目標	適否
総合政策部	1	政策課	多目的芝生グラウンド整備 事業	継続	多目的芝生グラウンドの整備に向けた検討を行う。 令和5年度は、施設の基本設計及び整備候補地の現況 測量・地質調査を業務委託により行う。	重点	こころ豊か	重点
	2	企画課	子育て世代住宅取得補助事業	継続	市内への子育て世代の移住・定住を促進するため、平 成30年度から始まった事業。中学生以下の子どもがいる 世帯が、金融機関から1,000万以上の住宅ローンを組ん で市内に住宅を取得する場合、新築30万円、中古25万円 の補助金を交付する。（令和2年度末に令和6年3月31日 まで事業期間を延長済）	重点	こころ豊か	重点
	3	企画課	ふるさと納税事業	拡充	生まれた故郷や支援したい自治体への寄附を通じて地 域産業を活性化することを目的とした事業。令和3年度 には約24億7,000万円の寄附があり、令和4年度には9月 末で約18億円の寄附があった。	重点	にぎわい	重点
市民環境部	1	戸籍住民課	キャッシュレス決済導入事 業	新規	年間83,000件の証明発行を行う戸籍住民課において、発 行手数料のキャッシュレス決済を導入し、市民の利便性 を向上させるとともにコロナ禍における感染症対策の強 化を図ることを目的とする。		100年続く	重点
	2	戸籍住民課	窓口業務DX事業	新規	市民の負担が少なく、わかりやすい窓口を目指すため、 ICT技術を活用し、戸籍証明書のコンビニ交付を新たに 開始するとともに、住民異動に伴う届書については「書 かない窓口」の実施する。		100年続く	重点
	3	国民健康保険課	均等割保険税減免事業	新規	国民健康保険子育て世帯の負担軽減を図ることを目的 に、18歳未満（18歳に達する日以降の最初の3月31日ま での間にある者を含む）の子がいる世帯（未就学児を除 く）の均等割保険税の5割減免を行う。		100年続く	
	4	国民健康保険課	窓口番号発券機システム設 置事業	新規	窓口業務の利便性を図るため、国民健康保険課窓口番号 発券機を設置する。		100年続く	
	5	環境推進課	ごみ分別アプリ導入保守業 務	新規	ごみの分別及び減量化の推進を図るために、ごみの分別 種別や地区ごとの収集日、災害時に災害廃棄物処理に係 る情報の周知を円滑に行うための新たな手段として多言 語化したごみ分別アプリを構築導入する。		100年続く	

部名	NO	課名	事業名	備考	事業内容	R4重点	総合計画 基本目標	適否
	6	環境推進課	住宅用地球温暖化対策設備 設置費補助事業	新規	地球温暖化問題について市民意識を高めるとともに、再生可能エネルギーの有効活用及び普及拡大を図り、温室効果ガスの削減を推進するため、住宅用太陽光発電システムや住宅用蓄電池の設置に係る補助制度を創設する。		100年続く	
	7	環境推進課	蓄犬登録・狂犬病予防事業 (文字認識システム(RPA) 導入事業)	新規	犬の台帳システムに、手作業で行っている入力作業を、文字認識システムを導入しデータ化することで、事務の効率化を図る。		100年続く	
	8	市民活動支援課	市営温泉施設改修事業	新規	市民に親しまれ憩いの場として安全で安心して利用してもらえるよう、温泉施設の老朽化に伴う改修工事を行うこととし、令和5年度は基本設計を業務委託により行う。		100年続く	重点
保健福祉部	1	福祉総務課	個別避難計画作成事業	継続	要介護者等の避難行動要支援者について、発災時又は発災のおそれがある場合に円滑かつ迅速な避難が確保できるように、一人一人の避難場所、避難経路等をあらかじめ決めておく個別避難計画(確定版)を作成する。令和5年度は、庁内の連携体制の構築、新システムの導入等を行い、計画作成の優先度が高い方から順次、計画を作成し避難支援等関係者へ配付する。		100年続く	重点
	2	障害福祉課	児童発達支援センター事業	新規	障害児の発達や自立を支援するとともに、障害児を預かる施設への援助及び助言を行うことなどを目的に「児童発達支援センター」を令和7年4月に新設する。令和5年度は事業者の選定、県補助金の協議などを行う。		こころ豊か	
	3	障害福祉課	障害者基本条例制定事業	新規	障害福祉施策の原点である、障害の有無に関わらず誰もが共生できる地域社会を実現することを目的に、障害者支援についての基本理念や市の責務等を包含した障害者基本条例を令和5年度に制定する。		こころ豊か	重点

部名	NO	課名	事業名	備考	事業内容	R4重点	総合計画 基本目標	適否
	4	長寿支援課	特殊詐欺対策アダプタ取付 費用補助事業	継続	市内に住む65歳以上で、特殊詐欺対策アダプタを取り付け、N T Tが提供する「特殊詐欺対策サービス」の利用を希望する高齢者のうち、笛吹警察署において特殊詐欺被害にあうリスクが特に高いと判断された者について、アダプタ取付費用を補助する。		こころ豊か	重点
	5	長寿支援課	アクティブシニア応援事業	新規	高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるよう、健康づくりや趣味活動等を行う団体に補助金を交付し、高齢者の社会参加活動を支援する。		こころ豊か	重点
	6	長寿支援課	高齢者ごみ出し支援事業	新規	可燃ごみを自分で収集場所まで排出することが困難な高齢者に対し、個別収集に係る費用の一部を助成することで、高齢者の日常生活における負担の軽減を図る。		こころ豊か	重点
子供すこやか部	1	子育て支援課	御坂学童保育施設整備事業 (御坂農村環境改善センター等解体を含む)	新規	御坂農村環境改善センター及び関連施設である御坂中央弓道場を解体した上で、現在、御坂保健センターで実施する第四学童保育クラブ(定員60人)及び御坂西小学校内で実施する第五学童保育クラブ(定員35人)を集約し、新たな学童保育施設を建設する。このための建設工事設計を行う。		こころ豊か	重点
	2	子育て支援課	芦川小学校屋内運動場改修 事業(学童保育施設)	新規	芦川地区には、放課後における児童の保育環境が整備されていないことから、小学校屋内運動場2階を学童保育施設に改修する。このための改修工事設計を行う。		こころ豊か	
	3	保育課	石和第一保育所運営事業	新規	安全安心な保育環境の充実を図るため、老朽化している石和第一保育所の園舎を令和7年度に改築する。令和5年度は、改築に向けた準備として、用地取得等を検討する。		こころ豊か	重点
	4	保育課	芦川小学校屋内運動場改修 事業 (芦川へき地保育所)	新規	芦川へき地保育所を学校施設に集約し、園児の保育環境の整備を行うため、小学校屋内運動場1階を芦川へき地保育所施設に改修する。このための改修工事設計を行う。		こころ豊か	
	5	保育課	私立保育所等施設整備事業	継続	3歳未満児の保育ニーズの高まりや市内私立保育園の施設の老朽化に伴う保育室等の修繕に対応し、安全安心な保育の確保をするため事業を実施する。	重点	こころ豊か	重点

部名	NO	課名	事業名	備考	事業内容	R4重点	総合計画 基本目標	適否
産業観光部	1	農林振興課	果実盗難防止システム構築事業	新規	昨今被害が甚大となっている農作物の盗難事件に関し、農家等が安心して生産活動を行うことができる環境整備のため、盗難防止システムの構築を図る。		にぎわい	重点
	2	農林振興課	農業保険加入補助事業(収入保険加入補助事業)	拡充	農業保険には収入保険と果樹共済があり、収入保険は災害のみならず果樹盗難への備えとして有効性があることから事前の備えとして、収入保険の加入促進を図る。		にぎわい	重点
	3	農林振興課	笛吹市農業塾推進事業	拡充	これまでの支援対策や事業内容に加え、農業初心者の果樹栽培技術習得の向上を図り、新規就農者及び担い手の確保につながるプログラムの実践に取り組む。	重点	にぎわい	重点
	4	観光商工課	石橋産業導入地区基盤整備事業	継続	石橋産業導入地区では、令和3年度から令和6年度にかけて山梨県市町村工業団地整備促進補助金を活用した基盤整備(上下水道管設置設計・工事及び市道拡幅工事)を行っている。	重点	にぎわい	重点
	5	観光商工課	(仮称)空き店舗解消補助事業	新規	市内の空き店舗店舗及び空きテナントを解消することを目指し、小売業及び飲食店等の出店を行う者に対し、建物改修に係る必要経費等を補助する。		にぎわい	
	6	観光商工課	世界農業遺産認定活用事業	新規	世界農業遺産に認定された峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム及びその景観を活用し、インバウンドを中心とした観光誘客につなげる。		にぎわい	重点
	7	観光商工課	教育旅行団体受入促進事業	新規	高等学校教育で必修化された「総合的な探究の時間」の場として、令和5年度に笛吹市ならではの教育旅行団体向け探究学習プログラムを開発及び笛吹観光ナビ内にプロモーションページを作成し、教育旅行団体の誘客につなげる。		にぎわい	
	8	観光商工課	新道峠展望台環境整備事業	拡充	令和3年7月に完成した新道峠展望台「FUJIYAMAツインテラス」を観光スポットとして、多くの方に訪れていただく環境を整えるため、環境整備及び維持管理を行う。	重点	にぎわい	重点
	9	農業委員会事務局	目標地図作成支援事業	新規	農業経営基盤強化法の一部が改正され、市において各地区の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための「地域計画」を策定することが義務付けられた。農業委員会では、農業者の意向を踏まえた10年後の農地利用の姿を示した「目標地図」を作成することになり、その支援を行う。		にぎわい	

部名	NO	課名	事業名	備考	事業内容	R4重点	総合計画 基本目標	適否
建設部	1	まちづくり整備課	都市公園施設長寿命化事業	拡充	令和4年度に策定した都市公園施設長寿命化計画に基づき計画的な管理運営を行い、適切な時期に遊具等の更新などを行い公園施設の長寿命化を図る。		100年続く	重点
	2	土木課	新山梨環状道路関連道路整備事業	既存	新山梨環状道路建設ルートに合わせ、周辺地域の更なる活性化を目的に、地域住環境及び現道ルートに配慮した側道整備を行う。	重点	100年続く	重点
	3	土木課	市道1-5号線・1-8号線道路改良事業	新規	都市計画道路の見直しを受け、石和町地内にある主要市道1-5号線及び1-8号線の道路整備を行い、市内交通網の充実化を図る。 接道する県道において電柱地中化工事の計画があることから、令和5年度は、道路改良予備設計を行う。		100年続く	重点
	4	土木課	通学路緊急対策事業	新規	通学路合同点検による対策必要箇所に係る交通安全確保の推進を目的として、関係機関が実施するソフト面での対策に加え、路面標示、警戒標識等の設置などによるハード面での対策を実施していく。		100年続く	重点
公営企業部	1	水道課	石橋産業導入地区配水管布設工事	継続	石橋産業導入地区の企業誘致事業計画について、対象地に配水管がないことから布設工事を行うこととなり、令和2年度は配水管布設の実施設計を行い、令和3年度から布設工事に着手し、令和5年度においても、引続き工事を行う。	重点	100年続く	重点
	2	下水道課	石橋産業導入地区下水道管渠布設工事	継続	石橋産業導入地区の企業誘致事業計画に伴い、公共下水道施設を整備する。令和2年度に認可変更及び管渠布設の実施設計を行い、令和3年度より下水道管渠布設工事の一部に着手した。令和5年度についても、引続き管渠布設整備を行う。	重点	100年続く	重点

部名	NO	課名	事業名	備考	事業内容	R4重点	総合計画 基本目標	適否
教育委員会	1	教育総務課	浅川中学校校舎等改修事業	拡充	浅川中学校校舎は、昭和47年から昭和48年に建てられ、以降、平成11年度に耐震改修、平成23年度に大規模改修（空調）を行ってきたが、建物全体の老朽化が著しく、施設等修繕費が嵩んでいるため、校舎を改修し、適正な学校教育環境を確保する。	重点	こころ豊か	
	2	教育総務課	学校トイレ洋式化検討事業	継続	学校施設におけるトイレの洋式化を進めていく手法として、リース方式を採用して一括更新を行う。令和5年1月から令和6年10月まで工事を行い、令和6年11月から10年間のリースを予定。	重点	こころ豊か	重点
	3	教育総務課	御坂中学校校舎等改築事業	拡充	御坂中学校校舎は、昭和46年に建築され、平成16年度に耐震改修、平成23年度に大規模改修（空調）を行ってきたが、建物全体の老朽化が著しく、施設等修繕費が嵩んでいるため、校舎を改築し、適正な学校教育環境を確保する。	重点	こころ豊か	重点
	4	学校教育課	ICT支援事業	新規	授業、校務、教員研修等におけるICTの活用を推進するため、ICT支援員の配置及びヘルプデスクを設置する。		こころ豊か	
	5	学校教育課	学校給食アレルギー対応事業	新規	学校給食における食物アレルギー対応として、市内全ての学校で除去食の提供を実施することに向けた、御坂学校給食共同調理場と八代学校給食センターの改修及び八代学校給食センターの栄養士の増員を行う。		こころ豊か	重点
	6	生涯学習課	(仮称) 笛吹市御坂生涯学習センター整備事業	新規	御坂農村環境改善センターの解体に伴い、御坂福祉センターを(仮称) 笛吹市御坂生涯学習センターとして使用するのに必要な建物の改修工事、物品の引越し、備品等の更新、ネットワーク回線の移設を行う。		こころ豊か	重点
	7	生涯学習課	社会体育施設等夜間照明設備更新事業	継続	社会屋外体育施設の夜間照明について、令和4年度にリース事業においてLED化し、令和5年度から10年間リース期間内はリース事業者において管理することとし、最終年度終了時に協定上の財産について不具合箇所を修繕のうえ無償提供を受ける。	重点	こころ豊か	

部名	NO	課名	事業名	備考	事業内容	R4重点	総合計画 基本目標	適否
	8	生涯学習課	屋内体育施設LED化及び空調設備整備事業	新規	御坂体育館、いちのみや桃の里スポーツ広場体育館、若彦路ふれあいスポーツ館、境川スポーツセンター体育館の4施設の照明のLED化、空調設備(エアコン)の設置を行う。また、若彦路ふれあいスポーツ館、境川スポーツセンター体育館は吊り天井のため、撤去等を行う。これらを一括して整備できるようリース方式で対応する。		こころ豊か	
	9	生涯学習課	スポーツ振興事業	継続	コロナ禍による外出自粛などからスポーツに触れる機会が減少している。令和3年9月にスポーツ推進計画を策定し、「する」「みる」「ささえる」といった観点からスポーツを推進しており、市民がスポーツに興味を持ち、スポーツを始めるきっかけとなるよう、スポーツ関連イベント、トップアスリートによる講演会等を実施する。	重点	こころ豊か	重点
消防本部	1	指令課	消防指令センター共同運用事	新規	複数の消防本部が消防指令センターを共同で運営管理し、高度な通信指令システムの確立、経費削減、人的消防力の充実強化を図り、市民からの消防行政需要に確実に応えていく。		100年続く	重点
R4重点						18	R5重点	38

こころ豊か	21	福祉、子育て、教育、文化	3	8	14
にぎわい	10	観光、農林業、商工業、移住	4	4	7
100年続く	24	土地利用、安全安心、生活環境、市民協働、行財政	5	6	17
計	55				

令和5年度重点事業 施策別一覧表

基本目標	施策	事業名	部名	課名	新規 拡充 継続	備考	
こころ豊かに暮らせるまち	子育てしやすいまちづくり	御坂学童保育施設整備事業(御坂農村環境改善センター等解体を含む)	子供すこやか部	子育て支援課	新規		
		石和第一保育所運営事業	子供すこやか部	保育課	新規		
		私立保育所等施設整備事業	子供すこやか部	保育課	継続		
		子育て世代住宅取得補助事業	総合政策部	企画課	継続		
	誰もが安心して暮らせるまちづくり	障害者基本条例制定事業	保健福祉部	障害福祉課	新規		
		特殊詐欺対策アダプタ取付費用補助事業	保健福祉部	長寿支援課	継続		
		アクティブシニア応援事業	保健福祉部	長寿支援課	新規		
		高齢者ごみ出し支援事業	保健福祉部	長寿支援課	新規		
	人と文化を育むまちづくり	安全安心な教育環境整備	学校トイレ洋式化検討事業	教育委員会	教育総務課	継続	
			御坂中学校校舎等改築事業	教育委員会	教育総務課	拡充	
			学校給食アレルギー対応事業	教育委員会	学校教育課	新規	
		(仮称)笛吹市御坂生涯学習センター整備事業	教育委員会	生涯学習課	新規		
		スポーツ振興事業	教育委員会	生涯学習課	継続		
		多目的芝生グラウンド整備事業	総合政策部	政策課	継続		
にぎわいあふれるまち	再び訪れたいまちづくり	世界農業遺産認定活用事業	産業観光部	観光商工課	新規		
		新道峠展望台環境整備事業	産業観光部	観光商工課	継続		
		(再掲) 多目的芝生グラウンド整備事業	総合政策部	政策課	継続		
	実り豊かなブランド農林業づくり	果実盗難防止システム構築事業	産業観光部	農林振興課	新規		
		農業保険加入補助事業(収入保険加入補助事業)	産業観光部	農林振興課	新規		
		笛吹市農業塾推進事業	産業観光部	農林振興課	継続		
	活力ある地域経済づくり	企業立地促進	石橋産業導入地区基盤整備事業	産業観光部	観光商工課	継続	
			石橋産業導入地区配水管布設工事	公営企業部	水道課	継続	
			石橋産業導入地区下水道管渠布設工事	公営企業部	下水道課	継続	
	移り暮らせる魅力あるまちづくり	ふるさと納税事業	総合政策部	企画課	拡充		
100年続くまち	将来を見据えた土地利用を推進するまちづくり	市道1-5号線・1-8号線道路改良事業	建設部	土木課	新規		
	安全・安心で災害にも強いまちづくり	防災体制整備	防災体制整備事業(地区防災計画及びわが家の災害時行動計画策定支援事業)	総務部	防災危機管理課	継続	
			備蓄品整備事業(防災備蓄倉庫整備事業)	総務部	防災危機管理課	継続	
			防災体制整備事業(防災関連計画策定事業)	総務部	防災危機管理課	継続	
			防災行政無線整備事業(防災行政無線高度化事業)	総務部	防災危機管理課	新規	
			防災行政無線整備事業(防犯カメラネットワーク化事業)	総務部	防災危機管理課	新規	
			芦川支所改修事業	総務部	管財課	新規	
			個別避難計画作成事業	保健福祉部	福祉総務課	継続	
	快適な生活環境づくり	新山梨環状道路関連道路整備事業	建設部	土木課	継続		
		消防指令センター共同運用事業	消防本部	指令課	新規		
		市営温泉施設改修事業	市民環境部	市民活動支援課	新規		
	市民が起点、地域社会を支える協働のまちづくり	通学路緊急対策事業	建設部	土木課	新規		
		都市公園施設長寿命化事業	建設部	まちづくり整備課	拡充		
	将来を見据えた行財政づくり	(再掲) 防災体制整備事業(地区防災計画及びわが家の災害時行動計画策定支援事業)	総務部	防災危機管理課	継続		
		(再掲) 個別避難計画作成事業	保健福祉部	福祉総務課	継続		
		(再掲) 芦川支所改修事業	総務部	管財課	新規		
	ICTを活用した市役所窓口の利便性向上	キャッシュレス決済導入事業	市民環境部	戸籍住民課	新規		
窓口業務DX事業		市民環境部	戸籍住民課	新規			
重点事業			42	(再掲の4事業を含む)			

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 4 年 11 月 1 日提出	
件 名	令和 5 年度予算編成方針について	部局名	総合政策部
概要	<p>笛吹市財務規則第 4 条に基づき、「令和 5 年度予算編成方針」及び「令和 5 年度予算編成要領」を作成したので通知する。</p>		
経過	<p>9 月 16 日付け、笛財第 383 号で通知した「臨時的経費・休廃止事業等・修繕・個別施設計画等に関する調べ」による調査結果を反映させ、部局別に一般財源の配分を行った。</p>		
問題・課題	<p>今後、国の予算及び地方財政対策が明らかになってくることから、令和 5 年度の本市の財政状況は不透明である。</p> <p>景気は新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響などから一部に弱さも見られるものの、基調としては持ち直しており、市税収入は増加が見込まれる。一方で、臨時財政対策債を含む実質的な交付税は、減少が見込まれるため、本市の財政環境は依然として厳しい状況である。</p>		
対応策	<p>令和 5 年度当初予算編成に当たっては、事務事業の見直しによる歳出の削減、国及び県の補助金の活用を始めとした歳入確保の努力などを徹底し、市の負担を少なくする中で大きな事業効果が得られるよう、「令和 5 年度予算編成方針」及び「令和 5 年度予算編成要領」に基づき行うものとする。</p>		
協議結果			

笛 財 第 465 号
令和 4 年 11 月 1 日

各 部 長
会 計 管 理 者
議 会 事 務 局 長
消 防 長

} 殿

総 合 政 策 部 長

令和 5 年度予算編成方針について（依命通達）

このことについて、笛吹市財務規則第 4 条に基づき、別添のとおり「令和 5 年度予算編成方針」及び「令和 5 年度予算編成要領」を定めたので、これにより予算見積を行われたい。

令和5年度予算編成方針

国においては、「令和5年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を公表し、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしている。

総務省の令和5年度予算概算要求における地方財政対策については、「新経済・財政再生計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等を踏まえ、「交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。」としており、自治体の財政状況に大幅な好転は望めない。

本市においては、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化もあり、令和4年度においても財政調整基金、減債基金等の取り崩しを余儀なくされている状況である。

また、今後、国の予算や地方財政対策が明らかになってくることから、令和5年度の本市の財政状況は不透明である。

景気は新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響などから一部に弱さも見られるものの、基調としては持ち直しており、市税収入に増加は見込まれるが、臨時財政対策債を含む実質的な交付税については、減少が見込まれる状況である。

このような状況の中、第二次笛吹市総合計画で掲げた将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向け、これまでと変わらず各種事業において、スピード感を持って実行し、市民の期待に応えていく必要がある。

このため、令和5年度予算も、徹底した事務事業の見直しによる歳出の削減や、財源と人的資源の効果的配分を行うなどの創意工夫を重ねるとともに、国及び県の補助金並びに有利な交付税措置のある市債の活用を始めとした歳入確保の努力を徹底し、少ない市負担で大きな事業効果が得られるよう努め、実現に向けた重点施策については、積極的に計上するものとする。

また、新型コロナウイルス感染症への対策についても、国からの補助金等を最大限活用し、引き続き必要な経費を計上する。

なお、国及び県の動向や経済情勢を注視し、機動的かつ効果的に施策を展開していくため、今後の予算編成方針の取り扱いについては、必要に応じて弾力的に運用を図ることとする。

1 各部局においては、組織・人員体制や、働き方改革の推進といった観点

を踏まえ、最大の事業効果が得られる適切な業務量について十分に考慮することとする。新規の事業を要求するにあたっては、スクラップ・アンド・ビルドの徹底や、既存の事務事業を着実に見直した上で予算要求を行うこととし、新規事業1件につき、廃止事業1件以上を要することとする。ただし、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業は除く。

- 2 国及び県の補助金や有利な交付税措置のある市債のほか、ふるさと納税、利用していない普通財産の売却処分など、あらゆる工夫を講じ、歳入の確保に全力で取り組むこととする。
- 3 新規事業はもちろんのこと、既存事業についても、活用可能な財源を徹底的に確認、洗い出しを行い、市負担の抑制に努めることとする。
投資的経費のうち、普通建設事業については、国及び県の補助金に加え、有利な交付税措置のある市債を積極的に活用することにより、市負担を抑制しながら事業費の確保に努めることとする。
- 4 市単独補助金については、社会経済情勢の変化や所期の目的の達成状況、市と民間団体等の関係を踏まえた役割分担の明確化、県内市町村との比較などといった見直しの観点を踏まえ、補助目的や行政効果などを十分に検討し、不断の見直しを行うこととする。
- 5 令和4年3月に策定した「笛吹市SDGs推進方針」において、総合計画に掲げた市の将来像実現に向けた取組が、SDGs達成に寄与するものであるとし、全庁を挙げてSDGs達成を推進するとしていることから、SDGsの目標達成に関係する事業については、積極的に推進すること。

令和5年度予算編成要領

第1 総括事項

- 1 事業の取り組みに当たっては、国及び県の予算編成の動向等に十分に留意し、国及び県の補助制度や有利な交付税措置のある起債制度等を有効かつ適切に活用し、特定財源の確保に努めること。
- 2 新規事業の導入については、限られた財源・人的資源を有効に活用するという観点から、新規事業1件につき、廃止事業1件以上を要すること。ただし、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業は除く。
なお、スクラップ事業は、単に事業の終了等に伴う自然減ではなく、存続する意義の乏しい事業及び投資効果の少ない事業を、積極的に廃止又は縮小する事業とし、別紙1「スクラップアンドビルド表」を課ごとに作成し提出すること。
- 3 人口減少対策、地域産業の振興施策など、部内及び部局にわたる共通、類似の事業については、相互に密接な連絡、調整を図り、重複、競合を避けるとともに、事業計画に齟齬を来さないよう十分に留意すること。
- 4 特別会計及び企業会計については、一般会計と同様、経費の節減と収入の増加を図るとともに、その性格上、独立採算性を堅持すべきものについては、合理的な経営により経済性を高め、健全性の確保に努めること。
- 5 管理職は、働き方改革の推進といった観点を踏まえ、適切な業務量について十分考慮すること。また、職場の繁忙期等を把握し、担当間の連携等による弾力的な業務の執行を心がけ、時間外手当の縮減に努めること。
- 6 令和5年度当初予算は通年予算とし、制度の改正に伴うもの、予算編成時に想定できない災害関連経費等やむを得ないもの以外は、年度途中における予算の補正は行わないこととする。
- 7 事務事業の見直しについて、厳しい財政状況を踏まえ、職員全員が今までとおりの予算は確保できないということを念頭におき、全ての事務事業をゼロベースで徹底的な見直しを行う中で、真に必要な事務事業を見極め、廃止や休止なども含め検討すること。

- 8 特定財源については、歳入欠陥とならないよう関係機関と協議の上、精査して計上する。また、特定財源から一般財源への財源更正は行わないこととする。
- 9 起債充当事業及び基金利子充当事業については、事前に財政課と協議を行うこととする。
- 10 組織見直しが見込まれる課の事業については、現在の所管課が予算見積を行うこととする。

第2 一般財源配分

- 1 各部局の裁量を強化した中で、部局長を中心に自主的な事務事業の効率的・効果的な予算編成を行い、また、各部局内の協力により創意工夫を図り、配分された所要額の範囲内で調整すること。なお、補正予算での増額を予定した単なる数字合わせの調整は厳に慎むこと。
- 2 部局別に配分する一般財源ベースでの予算見積限度額については、別紙2-1「令和5年度一般会計当初予算部局別一般財源配分額」のとおりとする。

第3 歳入に関する事項

歳入については、積算内容を十分に検討し、過大計上することなく、適正な財源の確保に努めること。

- 1 市税
市税については、課税客体の適切な把握に努め、引き続き徴収率を上げる対策を講じること。
- 2 国庫支出金及び県支出金
国庫補助金及び県補助金については、補助要綱等の詳細を確認し、事業の採択見通しを立てて予算見積すること。
- 3 使用料及び手数料
過去の実績額を勘案の上、適切に積算すること。
使用料については、市税と同様に徴収率の向上に努めること。
手数料については、本庁部局所管課において総額を積算し予算計上す

ること。また、各支所においては、別紙3「支所計上歳入予算科目一覧表」における額を予算計上すること。

4 財産収入

財源確保の観点から、未利用地等の売却処分については、積極的に売却すること。

5 その他の収入

過去の実績額を勘案の上、適切に積算すること。

なお、各支所においては、別紙3「支所計上歳入予算科目一覧表」における該当歳入科目を予算計上すること。

第4 歳出に関する事項

歳出については、厳しい財政状況下にあることから、事業効果等を十分に検証した上で、必要最小限の要求を行うこと。また、安易に前年度の実績によることなく、事務事業の効率化を図り、無駄を排除し、歳出削減に努めること。

1 人件費

(1) 報酬

「笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」等の条例の規定により予算要求すること。

(2) 職員給

令和4年10月1日現在の人員を基本とし、別途総務課から示される額により積算すること。

(3) 会計年度任用職員及び臨時的任用職員に係る経費

会計年度任用職員及び臨時的任用職員に係る経費については、別途総務課と協議の上、職員給と同様に積算すること。

2 扶助費

(1) 国及び県の動向に十分留意の上、対象、単価等を的確に把握し、過少過大にならないよう十分に注意し積算すること。

(2) 市単独事業や国及び県の基準への上乗せを行っている事業は、県内他市との比較を行うなど規模や単価等の検討を行い、適正な給付水準への見直しを行うこと。

(3) 国及び県の補助金の減額及び廃止等があった事業（過去も含め）については、事業の見直しを図る機会と捉え、その必要性を十分精査し、事業廃止を検討すること。

3 物件費

(1) 旅費

各種研修旅費について、総務課が取りまとめる研修については、総務課で予算要求を行い、各事務事業に必要な研修については、該当する課において予算要求すること。

(2) 消耗品費

追録、定期刊行物等を再点検し、必要度が低いものは解約すること。

(3) 燃料費、光熱水費

価格高騰を踏まえ、適切に積算すること。

(4) 食糧費

会議時間の設定等を工夫して極力削減に努めること。

(5) 印刷製本費

市民に周知するものについては、広報紙、ホームページ等を積極的に活用するなど、その効果を考え、各課等の印刷物（特に全戸配布するもの）を極力削減すること。

(6) 委託料

委託業務に係る積算について、国の積算基準等があるものについては、これにより積算すること。

(国の積算基準等)

ア 官庁施設の設計業務等積算基準

イ 建築保全業務積算基準

ウ 電気通信施設関係積算基準（設計・運転監視・点検・保守）

エ 有害鳥獣捕獲等事業積算マニュアル

なお、国の積算基準等のないものについては、政策課が示した「業務委託費の積算方法」により積算すること。

また、平成30年度に実施した事務事業評価の結果に基づき、改善が指摘され、対応が継続中の事項については、予算編成において反映させ、改善内容又は途中経過を事務事業概要書に記載すること。

(7) 備品購入費

大型備品等については、原則リース、レンタル（使用料及び賃借料）として予算要求すること。

(8) 情報システム関連経費

システムの導入、更新並びにパソコン等情報機器及びソフトウェアの購入等に係る予算要求については、事前に情報システム課と協議し、その協議書を添付すること。

4 補助費等

(1) 補助金

- ア 市単独補助金については、縮減を前提とし、対象団体等の決算見込額及び繰越金の状況等を確認し、十分検証すること。原則、増額は認めない。なお、特定の対象団体への補助金を減額する場合は、事前に相手側と協議しておくこと。
- イ 令和元年度に実施した事務事業評価の結果に基づき、改善が指摘された事項のみならず、全ての補助金について、事業効果、補助対象の状況を勘案し、精査見直しをすること。予算要求に当たっては、別紙4「補助金概要調書」を補助金ごとに作成し提出すること。
- ウ 継続的に財政負担が生じる補助金は新設しないこと。やむを得ず新設する場合は、目的、内容、対象範囲、交付基準等を明確にし、更に終期を設定すること。
なお、本市を含む県内13市の状況一覧表を作成し添付すること。

(2) 負担金

- ア 法令外負担金以外については、その必要性及び財政効果を検討し、原則、増額は認めない。なお、財政効果が希薄と考えられる負担金については、見直しを行うこと。
- イ 各種研修負担金について、総務課が取りまとめる研修については、総務課で予算要求を行い、各事務事業に必要な研修については、該当する課において予算要求すること。

5 維持補修費

(1) 修繕料

- ア 修繕料については、担当課からの修繕料の補正及び流用の要求が多い現状を踏まえ、「令和5年度当初予算編成に伴う修繕に関する調」により財政課で示した額を上回る予算要求をすること。
- イ 1件100万円を超える修繕料については、原則、需用費修繕料ではなく、工事請負費に計上すること。
- ウ 施設及びインフラの修繕については、個別施設計画及び長寿命化計画との整合を図ること。

6 普通建設事業等投資的経費

- (1) 公共施設等の更新、改修に係る経費については、原則、個別施設計画及び長寿命化計画に掲載している事業とすること。なお、計画に掲載されておらず、緊急のものについては、政策課と協議し、懸案協議に諮り、その結果を踏まえ計上すること。
- (2) 投資的経費については、継続事業を優先的に実施する。なお、実施予定事業については、年次計画、図面等事業全体及び現況が分かる資料を必ず添付すること。

- (3) 国及び県の補助制度を活用する事業については、県の担当機関と十分な確認を行い積算すること。なお、補助金が確保できない場合は、財政課と協議すること。
- (4) 事業執行段階で事業費が増加し、補正予算や多額な流用とならないよう設計段階で十分に精査し積算すること。

7 繰出金

特別会計への繰出金については、独立採算性の見地から適正に積算すること。また、繰出の基準内・基準外については区分すること。

8 その他

- (1) 事務事業概要書の作成に当たっては、事業の目的や必要性などを整理し、簡潔明瞭に記載すること。また、所属長においては、自らが予算要求における説明者であることを自覚し、事務事業概要書の内容について、責任を持って確認すること。
- (2) 予算見積りに当たっては、資料収集等を行い、積算根拠を明確にし、適正額を積算すること。
- (3) 消耗品費、工事請負費等において枠取りのための経費は、過去5年間の平均額を予算要求すること。
- (4) 備品購入費を複数個、工事請負費を複数箇所、予算要求する場合は、必ず優先順位を付けること。

第5 その他

1 債務負担行為

債務負担行為の設定を要する事業については、後年度に財政負担が義務付けられることを留意するとともに、限度額及び設定年度について、財政課と協議すること。

2 長期継続契約

長期継続契約を締結する事業について、会計年度独立の原則に基づき、年度を越えての1年契約は認めない。また、継続する事業については、契約の終期を年度末とすること。

なお、長期継続契約を締結することができる契約は、地方自治法及び市条例で定められているので、留意すること。

3 予算流用・予備費充用

これまでに、予算の流用、予備費の充用により経費の増加があった事業については、現状及び過去の実績等を十分精査し積算すること。

4 その他

事業費の積算誤り、計上漏れが未だ見受けられるため、予算見積書を提出する際は、見積書打ち出し後、手計算による検算、財務会計システムに入力した職員以外の職員による、見積書と根拠資料の一致確認など、必ず二重、三重のチェックを行うこと。

第6 歳入歳出見積書等について

歳入歳出予算見積書については、次のとおりとする。

- 1 見積書の提出期日は、12月1日(木)とする。
- 2 新規事業については、原則として新たな事業科目を設定し、事業の概要、目的、効果を明瞭詳細に記載し、必ず終期を設定すること。
- 3 積算基礎は、基準、単価、数量、金額等1件ごとにできるだけ詳細に入力し、積算過程は円単位とすること。また、債務負担行為及び長期継続契約については、その旨及び契約期間を入力すること。
- 4 積算根拠となる参考見積書等を必ず添付すること。
- 5 継続事業については、事業計画（年次別）をつけること。
- 6 料金後納郵便扱いのものにかかる郵送料は、総務課で一括して計上することとなっているので、変更等がある場合には総務課と協議を行うこと。

(参考)

備品とは、性質又は形状を変えないことなく、比較的長期（1年以上）の使用に耐えるものをいう。購入予定価格（税抜き）が30,000円未満の物品は除くが、¥部局間共有¥庁内公開¥総務部¥管財課¥管理担当¥備品管理システム¥備品分類番号表の「備品分類番号表」に※印を付したものは、その購入予定価格にかかわらず備品として扱う。

【別紙1】

令和5年度

スクラップ アンド ビルド表

所属名 ○○○部 ○○○課

スクラップ (事業の見直し又は廃止)			※スクラップとは、単に事業の終了等に伴う自然減ではなく、存続する意義の乏しい事業及び投資効果の少ない事業を、積極的に廃止又は縮小することをいう。			
款	項	目	中事業名	見直し又は廃止した内容	R4予算額 (単位：千円)	R5予算額 (単位：千円)
合 計					0	0

ビルド (新規又は拡充)						
款	項	目	中事業名	新規又は拡充する内容	R4予算額 (単位：千円)	R5予算額 (単位：千円)
合 計					0	0

【別紙2-1】

令和5年度 一般会計当初予算部局別一般財源配分額

(単位：千円)

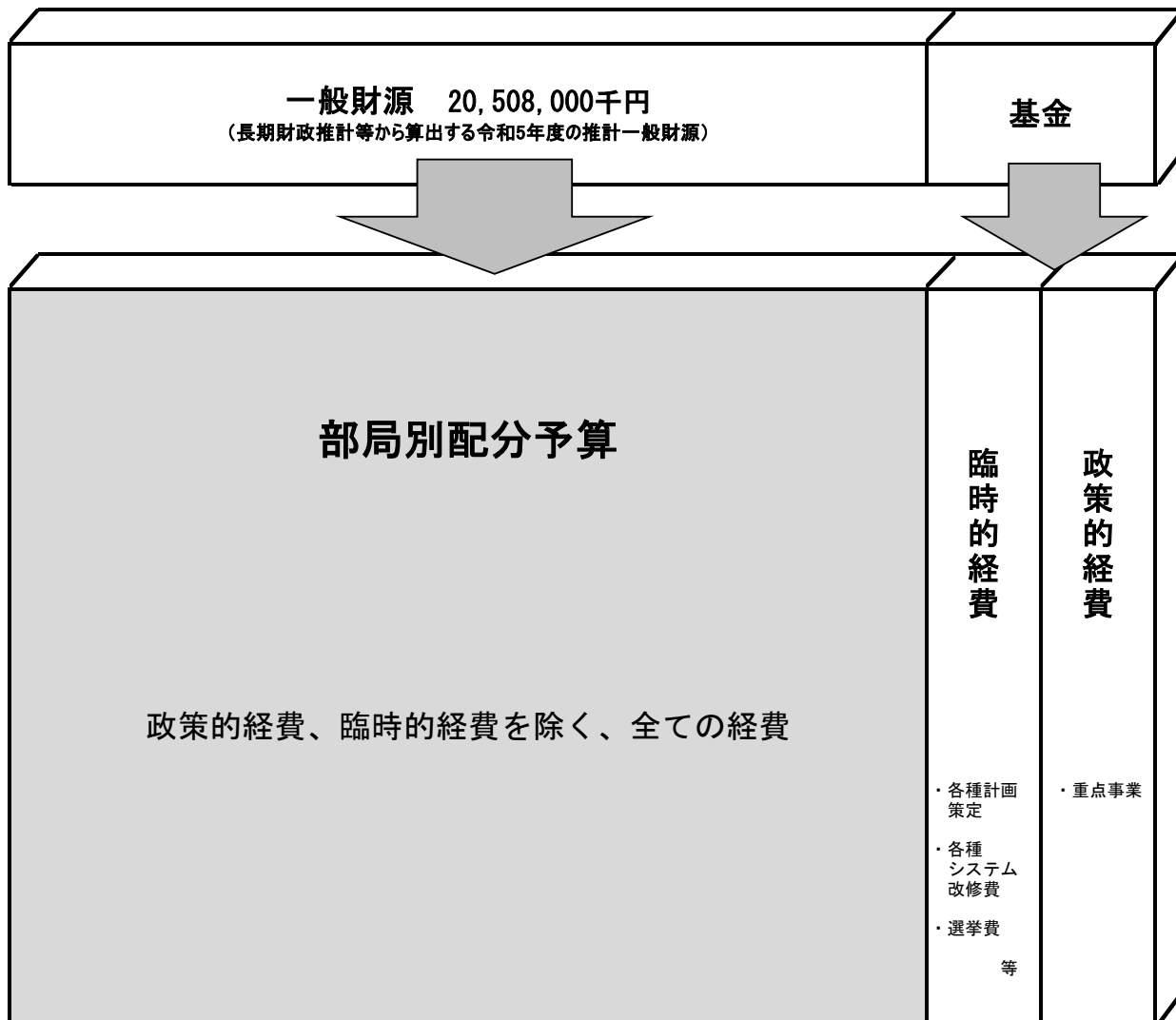
部局名	部局別一般財源配分額
1 議会事務局（監査・公平委員会含む）	214,000
2 総務部（支所分含む）	1,875,000
3 総合政策部	4,870,000
4 市民環境部	1,936,000
5 保健福祉部（支所分含む）	2,860,000
6 子供すこやか部	2,527,000
7 産業観光部	836,000
8 建設部	619,000
9 公営企業部	1,674,000
10 教育委員会（支所分含む）	2,194,000
11 消防本部	853,000
12 会計課	50,000
合計	20,508,000

令和5年度当初予算編成に係る一般財源見込

(単位：千円)

NO	款	令和3年度 決算額	令和4年度 一般財源配分額	令和5年度 一般財源見込額
1	市税	8,507,422	8,700,000	9,100,000
2	地方譲与税	270,847	280,000	270,000
3	利子割交付金	5,969	5,000	6,000
4	配当割交付金	42,439	28,000	29,000
5	株式譲渡割交付金	55,112	33,000	52,000
6	法人事業税交付金	90,582	57,000	121,000
7	地方消費税交付金	1,644,950	1,530,000	1,649,000
8	ゴルフ場利用税	39,556	31,000	34,000
9	環境性能割交付金	26,545	21,000	39,000
10	地方特例交付金	298,968	69,000	61,000
11	普通交付税	8,479,802	7,920,000	8,000,000
	特別交付税	820,190	500,000	500,000
12	交通安全対策交付金	8,380	7,000	7,000
20	前年度繰越金	2,394,066	400,000	400,000
21	市町村振興宝くじ交付金	14,034	10,000	10,000
22	臨時財政対策債	1,071,954	643,000	230,000
合 計		23,770,816	20,234,000	20,508,000

令和5年度当初予算 一般財源の配分及び基金の充当方針



【別紙3】

支所計上歳入予算科目一覧表

会計	款	項	目	節	細節	名称	予算計上額	当該支所
一般会計	14	2	1	1	2	税証明手数料	1,000円	各支所
	14	2	1	2	1	戸籍住民基本台帳手数料	1,000円	各支所
	14	2	2	1	1	狂犬病予防注射済票交付手数料	1,000円	各支所
	14	2	2	1	2	犬登録手数料	3,000円	各支所
	14	2	2	1	3	犬鑑札再交付手数料	1,000円	各支所
	21	4	2	9	5	その他雑入(犬拘留手数料)	1,000円	各支所
	14	1	1	1	3	市営バス利用者使用料	1,000円	一宮・境川支所
	14	1	2	2	1	地域給水栓使用料	2,000円	一宮支所
	21	4	2	1	5	コピー代	1,000円	各支所
	21	4	2	1	44	図書等頒布代	1,000円	各支所

【別紙4】

補助金概要調書

令和5年度

1	所管課				
2	補助金名				
3	要綱名				
4	終期設定				
5	補助事業の形態				
	(1) 内訳	国		県	
6 補助 金の 概要	(1) 補助対象				
	(2) 補助対象事業(活動)				
	(3) 補助対象経費				
	(4) 補助額(率)				
	(5) 補助額(率)算定根拠				
7	令和5年度当初予算額				(千円)
8	令和4年度当初予算額				(千円)
9	継続理由及び見直し理由				
10	財政課所見 (記載不要)				